

**肥料・土壌改良資材・培土の製造業者
(堆肥センター等を含む)の皆様へ**
〈暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実にいきましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどの様々な国産肥料原料由来の堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造されるため、これらを対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

〈肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値〉
400ベクレル/kg（製品重量）

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 公表されている国産農畜水産物や雑草・土壌等のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 原料や製品中のセシウムの含有量の確認方法など具体的な手順を定めて、製造・品質管理を適切かつ確実にを行い、製品が暫定許容値400ベクレル/kgを十分に下回るよう製造管理を行いきましょう。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇